

議第 41 号

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成 23 年政令第 363 号）が公布され、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和 44 年政令第 317 号）が改正されたことに伴い、県が条例で規制の対象とする風致地区を「面積が 10 ヘクタール以上」から「面積が 10 ヘクタール以上で 2 以上の市町の区域にわたるもの」に変更されるとともに、当該風致地区内における建築行為等の許可権者が市の区域内にあっては知事から市長に変更されることから改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 条例の規制の対象となる風致地区を面積が 10 ヘクタール以上の風致地区から、面積が 10 ヘクタール以上の風致地区で 2 以上の市町の区域にわたるものに改めることとします。
(第 1 条関係)
- (2) 条例の規制の対象となる風致地区の内、市の区域内については、行為の許可を行う者を当該市の長とすることとします。(第 2 条関係)
- (3) その他
 - ア この条例は、平成 24 年 4 月 2 日から施行することとします。ただし、イは、同月 1 日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。
 - ウ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。
 - エ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第58条第1項の規定に基づき、面積が10ヘクタール以上の風致地区（以下単に「風致地区」という。）内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第58条第1項の規定に基づき、風致地区（面積が10ヘクタール以上であつて、2以上の市町の区域にわたるものに限る。以下同じ。）内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事（大津市の区域内にあつては、大津市長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）または再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）の堆積（以下「屋外における土石等の堆積」という。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げる木材の伐採 ア～ウ 略 エ 測量、実地調査または施設の保守の支障となる木竹の伐採（この条例による知事の許可を要する行為のためのものを除く。）</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 屋外における土石等の堆積^{たい}で、その面積が10平方メートル以下であり、かつ、その高さが1.5メートル以下であるもの</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p>	<p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「知事等」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）または再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）の堆積（以下「屋外における土石等の堆積」という。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 次に掲げる木材の伐採 ア～ウ 略 エ 測量、実地調査または施設の保守の支障となる木竹の伐採（この条例による知事等の許可を要する行為のためのものを除く。）</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(12) 屋外における土石等の堆積^{たい}で、その面積が10平方メートル以下であり、かつ、その高さが1.5メートル以下であるもの</p>

<p>ア (略)</p> <p>イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 屋外における土石等の堆積<small>たい</small>で、その高さが1.5メートルを超えるもの</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>3 国、県、<u>大津市</u>または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づきこの条例の規定により知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町の機関（規則で定める公団等を含む。以下「国等の機関」という。）が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、当該行為をしようとするときは、あらかじめ、<u>知事</u>に協議しなければならない。</p>	<p>(13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 屋外における土石等の堆積<small>たい</small>で、その高さが1.5メートルを超えるもの</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>3 国、県、<u>市</u>または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づきこの条例の規定により知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた町の機関（規則で定める公団等を含む。以下「国等の機関」という。）が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、当該行為をしようとするときは、あらかじめ、<u>知事等</u>に協議しなければならない。</p>
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、<u>知事</u>にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(33) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、<u>知事等</u>にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(33) (略)</p>
<p>(経過措置)</p> <p>第3条の2 風致地区に係る指定があつた際当該指定のあつた地区内で現に第2条第1項各号のいずれかの行為をしている者については、当該指定の日から6月間（<u>知事</u>が特に必要と認めるものにあつては、別に定める期間）は、当該行為に係る許可を受けることを要しない。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>第3条の2 風致地区に係る指定があつた際当該指定のあつた地区内で現に第2条第1項各号のいずれかの行為をしている者については、当該指定の日から6月間（<u>知事等</u>が特に必要と認めるものにあつては、別に定める期間）は、当該行為に係る許可を受けることを要しない。</p>
<p>(許可の基準)</p> <p>第4条 <u>知事</u>は、第2条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第4条 <u>知事等</u>は、第2条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないとすること。</p>

ア～イ (略)

ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、アおよびイのほか、次に掲げる要件に該当すること。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 風致の維持上特に極必要な森林で、あらかじめ知事が指定したものの伐採を伴わないこと。

(エ) (略)

(6)～(8) (略)

(9) 水面の埋立てまたは干拓

ア 適切な植栽をすること等により、行為後の地貌が当該土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ (略)

(10) 屋外における土石等の堆積については、必要な修景措置を行うこと等により、堆積を行う土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 (略)

(完了等の届出)

第5条 第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、または廃止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(監督処分)

第6条 知事は、次の各号のいづれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、第2条第1項の規定によつてした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて建築物等の改築、移転もしくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、そ

ア～イ (略)

ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、アおよびイのほか、次に掲げる要件に該当すること。

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 風致の維持上特に極必要な森林で、あらかじめ知事等が指定したものの伐採を伴わないこと。

(エ) (略)

(6)～(8) (略)

(9) 水面の埋立てまたは干拓

ア 適切な植栽をすること等により、行為後の地貌が当該土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ (略)

(10) 屋外における土石等の堆積については、必要な修景措置を行うこと等により、堆積を行う土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 (略)

(完了等の届出)

第5条 第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、または廃止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事等に届け出なければならない。

(監督処分)

第6条 知事等は、次の各号のいづれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、第2条第1項の規定によつてした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて建築物等の改築、移転もしくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて、当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、知事等は、そ

<p>の者の負担において、当該措置を自ら行い、またはその命じた者もしくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨およびその期限までに当該措置を行わないときは<u>知事</u>またはその命じた者もしくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p>	<p>その者の負担において、当該措置を自ら行い、またはその命じた者もしくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて当該措置を行うべき旨およびその期限までに当該措置を行わないときは<u>知事等</u>またはその命じた者もしくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p>
<p>(報告および立入検査)</p> <p>第7条 <u>知事</u>は、この条例の施行に必要な限度において、風致地区内において第2条第1項各号に掲げる行為をしている者またはした者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事またはその命じた者もしくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地もしくは当該土地にある物件または当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(報告および立入検査)</p> <p>第7条 <u>知事等</u>は、この条例の施行に必要な限度において、風致地区内において第2条第1項各号に掲げる行為をしている者またはした者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 知事等またはその命じた者もしくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地もしくは当該土地にある物件または当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(罰則)</p> <p>第8条 第6条第1項の規定による<u>知事</u>の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第9条～第11条 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第8条 第6条第1項の規定による<u>知事等</u>の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第9条～第11条 (略)</p>

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧	新
別表 (67) の項まで (略) <p>(68) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ク (略)</p>	別表 (67) の項まで (略) <p>(68) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ク (略)</p>
別表 (69) の項以下 (略)	別表 (69) の項以下 (略)